

社会福祉法に基づく計算書類等 作成にあたっての留意点について

長岡市福祉保健部福祉総務課

- 社会福祉法第59条及び同法施行規則第9条の規定により、社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に法に定められた書類を所轄庁に届け出ることとされています。
- 指導監査を実施した結果を受けて、計算書類等の作成にあたり「特に留意していただきたいポイント」をまとめましたので、ご参考にしていただけると幸いです。

計算書類に整合性がとれているか

資金収支計算書と貸借対照表

◆ 資金収支計算書の当期末支払資金残高(①資金収支計算書の紫マーカ一部分)と貸借対照表の当期末支払資金残高【流動資産と流動負債の差額。ただし以下のものは除く】(③貸借対照表の紫マーカ一部分)は一致しているか。

- ・ 1年基準により固定資産(負債)から流動資産(負債)に振り替えられたもの
- ・ 引当金
- ・ 棚卸資産(貯蔵品を除く)

事業活動計算書と貸借対照表

◆ 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額(②事業活動計算書の黄マーカ一部分)と貸借対照表の次期繰越活動増減差額(③貸借対照表の黄マーカ一部分)は一致しているか。

また、事業活動計算書の当期活動増減差額(②事業活動計算書の緑マーカ一部分)と貸借対照表の「うち(当期活動増減差額)」(③貸借対照表の緑マーカ一部分)は一致しているか。

貸借対照表と財産目録

◆ 貸借対照表の純資産の部(③貸借対照表の青マーカ一部分)と財産目録の差引純資産(④財産目録の青マーカ一部分)は一致しているか。

① 法人単位資金収支計算書

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考		
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入					
		老人福祉事業収入					
		児童福祉事業収入					
		保育事業収入					
		就労支援事業収入					
		障害福祉サービス等事業収入					
		生活保護事業収入					
		医療事業収入					
		退職共済事業収入					
		(何) 事業収入					
		(何) 収入					
		借入金利息補助金収入					
		経常経費寄附金収入					
		受取利息配当金収入					
	その他の収入						
流動資産評価益等による資金増加額							
事業活動収入計(1)							
事業活動による収支	支出	人件費支出					
		事業費支出					
		事務費支出					
		就労支援事業支出					
		授産事業支出					
		退職共済事業支出					
		(何) 支出					
		利用者負担軽減額					
		支払利息支出					
		その他の支出					
		流動資産評価損等による資金減少額					
		事業活動支出計(2)					
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					
		施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入			
施設整備等寄附金収入							
設備資金借入金収入							
固定資産売却収入							
その他の施設整備等による収入							
施設整備等収入計(4)							
支出	設備資金借入金元金償還支出						
	固定資産取得支出						
	固定資産除却・廃棄支出						
	ファイナンス・リース債務の返済支出						
	その他の施設整備等による支出						
施設整備等支出計(5)							
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)							
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入					
		長期運営資金借入金収入					
		役員等長期借入金収入					
		長期貸付金回収収入					
		投資有価証券売却収入					
		積立資産取崩収入					
		その他の活動による収入					
	その他の活動収入計(7)						
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出					
		役員等長期借入金元金償還支出					
長期貸付金支出							
投資有価証券取得支出							
積立資産支出							
その他の活動による支出							
その他の活動支出計(8)							
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)							
予備費支出(10)		×××× △××××	—	×××			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)							
前期末支払資金残高(12)							
当期末支払資金残高(11)+(12)							

(注) 予備費支出△××××円は(何) 支出に充当使用した額である。

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

② 法人単位事業活動計算書

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益				
	介護保険事業収益				
	老人福祉事業収益				
	児童福祉事業収益				
	保育事業収益				
	就労支援事業収益				
	障害福祉サービス等事業収益				
	生活保護事業収益				
	医療事業収益				
	退職共済事業収益				
	（何）事業収益				
	（何）収益				
	経常経費寄附金収益				
	その他の収益				
サービス活動収益計(1)					
サービス活動増減の部	費用				
	人件費				
	事業費				
	事務費				
	就労支援事業費用				
	授産事業費用				
	退職共済事業費用				
	（何）費用				
	利用者負担軽減額				
	減価償却費				
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××		
	徴収不能額				
	徴収不能引当金繰入				
	その他の費用				
サービス活動費用計(2)					
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)					
サービス活動外増減の部	収益				
	借入金利息補助金収益				
	受取利息配当金収益				
	有価証券評価益				
	有価証券売却益				
	基本財産評価益				
	投資有価証券評価益				
	投資有価証券売却益				
	積立資産評価益				
	その他のサービス活動外収益				
	サービス活動外収益計(4)				
	サービス活動外増減の部	費用			
		支払利息			
		有価証券評価損			
有価証券売却損					
基本財産評価損					
投資有価証券評価損					
投資有価証券売却損					
積立資産評価損					
その他のサービス活動外費用					
サービス活動外費用計(5)					
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)					
経常増減差額(7)=(3)+(6)					

特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益			
		施設整備等寄附金収益			
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益				
	固定資産受贈額				
		固定資産売却益			
		その他の特別収益			
		特別収益計(8)			
費用		基本金組入額			
		資産評価損			
		固定資産売却損・処分損			
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△×××	△×××	
		国庫補助金等特別積立金積立額			
		災害損失			
		その他の特別損失			
		特別費用計(9)			
		特別増減差額(10)=(8)-(9)			
		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)			
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15)			
		その他の積立金積立額(16)			
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

退職給付引当資産							
長期預り金積立資産							
退職共済事業管理資産							
(何) 積立資産							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産							
徴収不能引当金	△×××	△×××					
				純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

④ 財 産 目 録

平成 年 月 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	×××
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	運転資金として	—	—	×××
			小計			×××
事業未収金		—	〇月分介護報酬等	—	—	×××
.....	—	—	—
	流動資産合計					×××
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	—	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	—	—	×××
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	—	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	—	—	×××
			小計			×××
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	19××年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	×××	×××	×××
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19××年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	×××	×××	×××
			小計			×××
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	—	—	×××
投資有価証券	第〇回利付国債他	—	特段の指定がない	—	—	×××
.....	—	—	—
	基本財産合計					×××
(2) その他の固定資産						
土地	(〇拠点)〇〇市〇〇町3-3-3	—	5年後に開設する〇〇事業のための用地	—	—	×××
	(本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	—	本部として使用している	—	—	×××
			小計			×××
建物	(C拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	×××	×××	×××
車輛運搬具	〇〇他3台	—	利用者送迎用	×××	×××	×××
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	—	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	—	—	×××
.....	—	—	—
	その他の固定資産合計					×××
	固定資産合計					×××
	資産合計					×××
II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	—		—	—	×××
職員預り金	〇月分源泉所得税他	—		—	—	×××
.....	—		—	—
	流動負債合計					×××
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	×××
.....	—		—	—
	固定負債合計					×××
	負債合計					×××
	差引純資産					

(記載上の留意事項)

- 土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- 同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- 科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- 「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- 「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- 建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- 減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- 車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- 預金に関する口座番号は任意記載とする。